

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月四日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「第十八条—第三十条」を「第十七条の二—第三十条の三」に、「第三章 異議申第四章 補則（）」

立て（第六十四条）」を「第三章 補則（第六十四条）」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

十一 法第四十九条の三に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第六条第二項に規定する正当な理由

第六条第一項第三号中「法第四十九条の三に規定する期間の経過後」を「審査請求期間経過後」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 審査請求書が審査請求期間経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があるときは、期限内に提出されたものとみなす。

3 審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第六十一条第一項において「郵便等」という。）で提出された場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

第九条第三項中「あてて」を「宛てて」に改める。

第十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十条の三第二項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理が終了されたとき。

第二章第四節第一款中第十八条の前に次の二条を加える。

（審理の計画的進行）

第十七条の二 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならぬ。

第十八条第二項中「ともに」を「共に」に改める。

第十九条の見出し中「撤回等並びに終了」を「撤回」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二十条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第一項中「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改める。

第二十一条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「指定しなければならない」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければならない」に改める。

第二十七条第一項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「第四十二条第二項及び第三項」を「第四十二条第三項及び第四項」に改める。

第二十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「又はその指揮に従わない者の発言を禁止する」を「及び発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改め、同条第三項中「禁止し」を「制限し」に改める。

第二章第四節第一款中第三十条の次に次の二条を加える。

(最終陳述)

第三十条の二 人事委員会は、次条第一項の規定に基づき審理を終了させる前に、当事者に最終陳述をする機会を与えるなければならない。審査の併合された審査請求の一部について審理を終了させる前においても、同様とする。

2 最終陳述は書面によって行うことができる。

3 当事者が最終陳述を書面によって行うことを申し出たときは、人事委員会は、相当の期間を置いて、その提出期限を定めるものとする。当事者がその期限までに最終陳述書を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。

(審理の終了)

第三十条の三 人事委員会は、この節の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

一 請求人から第二十二条第二項に規定する反論書又は第二十三条に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。

二 請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

三 請求人又はその代理人の責めに帰すべき理由により、予定された審理に入れず、又は第二十九条第三項の規定により当日の口頭審理が打ち切られた場合において、相当の期間を置いて再度指定された口頭審理の期日においても、請求人又はその代理人の責めに帰すべき理由により、予定された審理に入れず、又は同項の規定により当日の口頭審理が打ち切られたとき。

3 人事委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第四十条の次に次の一条を加える。

(証人の遮へいの措置)

第四十条の二 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識できないようにするための措置をとることができる。

2 前項の措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第四十二条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項に後段として次のように加える。

第三十四条第三項の規定は、この場合の申出について準用する。

第四十二条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 人事委員会は、前項の規定に基づき当事者を尋問する場合において、必要があると認めることは、当事者をその代理人及び相手方の当事者が尋問することを認めることができる。

第四十条第二項及び第三項の規定は、この場合の尋問について準用する。

第四十七条第一項第三号及び第四号を削る。

第五十条を次のように改める。

(口頭審理に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二、第二十条から第二十二条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条の三及び前節第二款（第三十二条、第四十条、第四十条の二、第四十二条第二項及び第四十五条第二項を除く。）の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」と、第二十五条第一項中「口頭審理の期日又は期日外において、事実上及び法律上の事項に関し」とあるのは「事実上及び法律上の事項に関し」と、同条第二項中「当事者は、口頭審理の期日又は期日外において」とあるのは「当事者は」と、同条第三項中「審査長は、口頭審理の期日外において」とあるのは「審査長は」と、第二十六条中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求人又は処分者」と、第三十条の三第二項第一号中「又は第二十三条に規定する書面がこれらの規定」とあるのは「が同項」と、「これらの書面」とあるのは「当該反論書」と、第四十六条第一項中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

第五十一条第三項第六号中「記録」の下に「（証人の尋問において第四十条の二第一項の措置をとつたときは、その旨を含む。）」を加える。

第六十条中「法第四十九条の三」を「審査請求期間」に改め、「第五十七条第一項」の下に「に定める期間」を加える。

第六十一条第一項中「郵送」を「郵便等」に改める。

第三章を削る。

第四章中第六十五条を第六十四条とし、同章を第三章とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第十号）第二条第一号に規定する処分についての不服申立てであつて、この人事委員会規則の施行前にされた処分に係るものについては、なお従前の例による。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第三条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改め、「第二十九条」の下に「、第三十条の三」を、「第一項後段を除く。」の下に「、第四十条の二」を加え、「第四項（第四十条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）」を「第二項」に改め、「委員）の指揮」との下に「、『請求人』とあるのは「要求者」と、「第二十二条第二項に規定する反論書又は第二十三条に規定する書面がこれらの規定の相当の」とあるのは「第四条第一項に規定する書類若しくはその写が人事委員会が定める」と、「これらの書面」とあるのは「当該書類若しくはその写」と」を加える。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第四条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十四年広島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「法第四十九条第四項の規定による不利益処分の審査を請求した」を「法第四十九条の二第一項の規定による審査請求をした」に改める。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第五条 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第四条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。